

○ 檢察庁事務章程（昭和60年4月6日法務省訓令第1号）

最終改正 令和5年3月30日法務省訓令第1号
(令和5年4月1日施行)

(定義)

第1条 この章程において、検察庁の長とは、検事総長、検事長、検事正、上席検察官及び上席検察官の置かれていない区検察庁の検察官（検察官が二人以上あるときは、検事正の指定する検察官）をいう。

(次席検事)

第2条 高等検察庁及び地方検察庁に次席検事各1名を置き、その庁の検察官のうちから、法務大臣が命ずる。

2 次席検事は、その属する庁の長を助けて庁務を整理し、また、その命を受けてその庁及び管内下級検察庁の職員を指揮監督する。

(支部長)

第3条 高等検察庁支部及び地方検察庁支部に支部長を置き、その支部に勤務する検察官のうちから、法務大臣が命ずる。

2 支部長は、その属する庁の長の命を受け、支部に関する庁務を掌理し、その職員を指揮監督する。

(臨時職務代行)

第4条 最高検察庁において、検事総長及び次長検事に事故のあるとき、又は検事総長及び次長検事が欠けたときは、あらかじめ検事総長の定めた順序により、その庁の検事が、臨時に検事総長の職務を行う。

2 高等検察庁又は別表第1に掲げる地方検察庁において、その庁の長に事故のあるとき、又はその庁の長が欠けたときは、その庁の次席検事が、次席検事もまた事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめその庁の長の定めた順序により、その庁の他の検事が、臨時にその庁の長の職務を行う。

3 地方検察庁（別表第1に掲げる地方検察庁を除く。）において、検事正に事故のあるとき、又は検事正が欠けたときは、その庁の次席検事が、検事正及び次席検事に事故のあるとき、又は検事正及び次席検事が欠けたときは、その庁の三席検事が、三席検事もまた事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ検事正の定めた順序により、その庁の他の検事が、臨時に検事正の職務を行う。

4 前項の三席検事は、その地方検察庁の検察官のうちから、法務大臣が指名する。

(部)

第5条 別表第1左欄に掲げる検察庁に、それぞれ、同表右欄に掲げる部を置く。

2 部の所管事務は、別表第2に定めるところによる。ただし、二以上の部の所管に属する案件については、検察庁の長がその担当を決する。

3 前2項の規定は、特に必要がある場合において、検事総長、検事長又は検事正が、それぞれ、その庁（東京地方検察庁検事正にあつては、東京地方検察庁及び東京区検察庁）に臨時の部を編成し、又は臨時に部の所管事務を変更することを妨げない。これらの措置を探つたときは、速やかに法務大臣にその旨を報告しなければならない。その措置をやめたときも、同様である。

4 前3項の規定は、検察官の職務権限を制限するものと解してはならない。

(部長)

第6条 檢察庁の部（前条第3項の臨時の部を除く。）に部長を置き、その庁の検察官のうちから、法務大臣が命ずる。

2 最高検察庁の部長は、検事総長の命を受け、部の所管事務を総括し、所属の検察事務官、検察技官その他の職員を指揮監督する。

3 高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁の部長は、その庁の長の命を受け、部の所管事務を総括し、その職員を指揮監督する。

（公文書監理官）

第6条の2 最高検察庁に公文書監理官を置き、最高検察庁の検察官のうちから、法務大臣が命ずる。

2 公文書監理官は、検事総長の命を受け、検察庁の公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

（係検事）

第7条 検事総長、検事長及び検事正は、それぞれ、その庁の検察官のうちから、係検事各1名以上を指名しなければならない。

2 係検事の種類及び担当事務の範囲は、別に定める。

3 係検事は、その担当事務の範囲に属する事項につき、案件の処理、法令の整備解釈、資料の収集整備その他諸般の調査研究及び関係機関との連絡協調に当たるものとする。

4 第5条第2項ただし書及び第4項の規定は、前2項の場合に準用する。

（検察官の指揮監督権）

第8条 檢察官は、検察庁法（昭和22年法律第61号）第4条及び第6条に規定する事務については上司の指揮監督の下に、同法第11条に基づいて取り扱う事務については上司の命を受け、事務の分担に従い、検察事務官、検察技官その他の職員を指揮監督する。

（事務局）

第9条 最高検察庁、高等検察庁及び地方検察庁に事務局を置く。

2 事務局の所管事務は、事務局に置かれた課の所管事務に従う。

（課、室及び係）

第10条 檢察庁の事務局、部（区検察庁の部を除く。）、その他部の置かれていない地方検察庁に別表第3のとおり課及び室を置く。

2 高等検察庁支部に事務課を置く。

3 別表第4に掲げる地方検察庁支部に総務課を置く。

4 区検察庁及び区検察庁の部に別表第5のとおり課を置く。

5 課及び室の所管事務は、別表第6の定めるところによる。

6 課及び室に係を置く。係の数、名称及び所管事務は、法務大臣の承認を得て、検察庁の長が定める。ただし、区検察庁の係については、検事正が定める。

7 檢察庁の長は、特に必要がある場合においては、法務大臣の承認を得て、臨時の課を置き、又は臨時に課の所管事務を変更することができる。ただし、区検察庁については、検事正がこれらの措置を探る。

8 第6項の規定は、前項の場合に準用する。

9 前条及び前各項の規定は、検察事務官の職務権限を制限するものと解してはならない。

（事務局長）

第11条 檢察庁の事務局に事務局長を置き、検察事務官のうちから任命する。

2 事務局長は、上司の命を受け、事務局の所管事務を総括し、その職員を指揮監督する。

(事務局次長)

第12条 別表第7左欄に掲げる検察庁の事務局にそれぞれ同表右欄に掲げる数の事務局次長を置き、検察事務官のうちから任命する。

2 事務局次長は、事務局長を助けて事務局の所管事務を整理する。

(課長及び室長)

第13条 課及び室に課長及び室長を置き、検察事務官又は検察技官のうちから任命する。ただし、監査室長は、事務局長をもつて充てる。

2 課長又は室長は、上司の命を受け、課又は室の所管事務を総括し、その職員を指揮監督する。

(専門職)

第14条 最高検察庁及び高等検察庁においては事務局又は部に、別表第1に掲げる地方検察庁においては事務局又は総務部に、他の地方検察庁においては事務局又はその庁に、それぞれ専門職を置く。

2 専門職は、検察事務官又は検察技官のうちから任命する。

3 専門職は、上司の命を受け、通訳、翻訳、採証、電信等に関する専門的事務をつかさどる。

(検察監査官)

第15条 別表第8左欄に掲げる高等検察庁の総務部にそれぞれ同表右欄に掲げる数の検察監査官を置く。

2 検察監査官は、検察事務官のうちから任命する。

3 検察監査官は、上司の命を受け、自ら又は監査専門官その他の検察事務官を指揮監督して、事務監査に関する事務をつかさどる。

(監査専門官)

第16条 高等検察庁の総務部に監査専門官を置く。

2 監査専門官は、検察事務官のうちから任命する。

3 監査専門官は、上司の命を受け、自ら又は他の検察事務官を指揮して、事務監査に関する事務をつかさどる。

(検察広報官)

第16条の2 地方検察庁及び別表第8の2に掲げる地方検察庁支部に検察広報官を置く。ただし、別表第1に掲げる地方検察庁においては、総務部に置く。

2 検察広報官は、検察事務官のうちから任命する。

3 検察広報官は、上司の命を受け、自ら又は他の検察事務官を指揮監督して、広報活動に関する事務をつかさどる。

(情報解析監理官)

第16条の3 別表第8の3左欄に掲げる地方検察庁に同表右欄に掲げる数の情報解析監理官を置く。

2 情報解析監理官は、検察事務官のうちから任命する。

3 情報解析監理官は、上司の命を受け、自ら又は情報解析官その他の検察事務官を指揮監督して、情報解析に関する事務をつかさどる。

(情報解析官)

第16条の4 別表第8の4左欄に掲げる地方検察庁に同表右欄に掲げる数の情報解析官を置く。

2 情報解析官は、検察事務官のうちから任命する。

3 情報解析官は、上司の命を受け、自ら又は他の検察事務官を指揮して、情報解析に関する事務をつかさどる。

(検務監理官)

第17条 地方検察庁に検務監理官を置く。ただし、別表第1に掲げる地方検察庁においては、総務部に置く。

2 検務監理官は、検察事務官のうちから任命する。

3 検務監理官は、上司の命を受け、統括検務官、検務専門官その他の検察事務官を指揮監督して、検務に関する事務をつかさどる。

(統括検務官)

第18条 地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括検務官640人を置く。

ただし、別表第1に掲げる地方検察庁においては総務部に、同表に掲げる区検察庁においては総務部及び道路交通部に、それぞれ置く。

2 統括検務官の配置は、別に定める。

3 統括検務官は、検察事務官のうちから任命する。

4 統括検務官は、上司の命を受け、自ら又は検務専門官その他の検察事務官を指揮監督して、検務に関する事務をつかさどる。

5 別表第9左欄に掲げる検察庁に置かれる統括検務官は、前項に規定する事務のほか、同表右欄に掲げる事務を行う。

(検務専門官)

第19条 地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に検務専門官を置く。ただし、別表第1に掲げる地方検察庁においては総務部に、同表に掲げる区検察庁においては総務部及び道路交通部に、それぞれ置く。

2 検務専門官は、検察事務官のうちから任命する。

3 検務専門官は、上司の命を受け、自ら又は他の検察事務官を指揮して、検務に関する事務をつかさどる。

4 別表第9左欄に掲げる検察庁に置かれる検務専門官は、前項に規定する事務のほか、同表右欄に掲げる事務を行う。

(首席捜査官)

第20条 地方検察庁及び別表第9の2に掲げる地方検察庁支部に首席捜査官を置く。

2 首席捜査官は、検察事務官のうちから任命する。

3 首席捜査官は、上司の命を受け、次席捜査官、統括捜査官、主任捜査官及びその他の検察事務官の一般執務について指導監督し、次席捜査官、統括捜査官、主任捜査官その他の検察事務官を指揮して、捜査及び公判に関する事務をつかさどる。

(次席捜査官)

第21条 別表第10左欄に掲げる地方検察庁にそれぞれ同表右欄に掲げる数の次席捜査官を置く。

2 次席捜査官は、検察事務官のうちから任命する。

3 次席捜査官は、首席捜査官を助けて、統括捜査官、主任捜査官及びその他の検察事務官の一般執務について指導監督し、統括捜査官、主任捜査官その他の検察事務官を指揮して、捜査及び公判に関する事務をつかさどる。

(統括捜査官)

第22条 地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括捜査官684人を置く。

2 統括捜査官の配置は、別に定める。

- 3 統括捜査官は、検察事務官のうちから任命する。
- 4 統括捜査官は、上司の命を受け、主任捜査官及びその他の検察事務官の一般執務について指導監督し、自ら又は主任捜査官その他の検察事務官を指揮して、捜査及び公判に関する事務をつかさどる。

(主任捜査官)

第23条 地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に主任捜査官を置く。

- 2主任捜査官は、検察事務官のうちから任命する。
- 3主任捜査官は、上司の命を受け、自ら又は他の検察事務官を指揮して、捜査及び公判に関する事務をつかさどる。

(事務監査)

第24条 検事総長、検事長及び検事正は、自庁及び管内下級検察庁の事務監査を行い、又はその指定する職員にこれを行わせなければならない。

- 2前項の事務監査については、そのいずれかが、各庁につき少なくとも1年に1回行われるように留意しなければならない。

(検察事務官証票)

第25条 検察事務官は、その庁の外において職務を行うに当たり、被疑者その他の関係者から請求があつたときは、官氏名を表示した証票を示さなければならぬ。

- 2前項の証票の様式は、別に定める。

(請訓、報告等)

第26条 法務大臣に対して請訓又は報告をするときは、別段の例規のあるものを除き、上司を経由しなければならない。

- 2緊急の事項については、前項の規定にかかわらず、直ちに法務大臣に請訓又は報告をするものとする。この場合においては、速やかに上司にその旨を報告しなければならない。

- 3前2項の規定は、重要な事項に関する上申に準用する。

(中央官庁等との往復文書)

第27条 検察庁と中央官庁、在外公館又は外国官庁との間における往復文書は、別段の例規のあるものを除き、法務大臣を経由しなければならない。

(宿直)

第28条 地方検察庁においては、法務大臣が指定する庁及び支部を除き、検察官又は検察事務官が事件の捜査、処理等のための宿直勤務をしなければならない。

- 2検察庁においては、法務大臣が指定する庁及び支部を除き、検察事務官が庁舎、設備等の保全及び文書の収受等のための宿直勤務をしなければならない。

- 3検察庁の長は、やむを得ない場合には、検察事務官以外の職員に前項の宿直勤務をさせることができる。ただし、区検察庁については、検事正がこの措置を採る。

- 4前3項の勤務に関する事項は、検察庁の長が定める。ただし、区検察庁については、検事正が定める。

(人事、会計等に関する規程)

第29条 人事、会計、検務、統計等に関する規程は、別に定める。

(事務細則)

第30条 検察庁の長は、この章程に定めるもののほか、その庁の事務に関し、事務細則を定めることができる。ただし、区検察庁の事務細則は、検事正が定める。

別表第1（第4条、第5条、第14条、第16条の2－第19条関係）

検察庁	部		
最高検察庁	総監察	務指導	部部部部部
東京高等検察庁	総刑公	務事安判	部部部部
その他の高等検察庁	総刑公	務事安	部部部
東京地方検察庁 大阪地方検察庁 名古屋地方検察庁	総刑交特公	務事通安別搜	部部部部部
横浜地方検察庁 さいたま地方検察庁 千葉地方検察庁 京都地方検察庁 神戸地方検察庁 福岡地方検察庁 札幌地方検察庁	総刑交特公	務事通別刑判	部部部部部
広島地方検察庁 仙台地方検察庁	総刑特公	務事刑事判	部部部部
高松地方検察庁	総刑特別	務事刑事	部部部
東京区検察庁	総刑	務事	部部

公　　判　　部
道　路　交　通　部

別表第2（第5条関係）

部	所 管 事 務
総務部	<p>1 企画調査、教養指導、広報活動、司法修習生の修習指導及び統計に関すること。</p> <p>2 事件の受理、証拠品、令状、死刑及び自由刑の執行、徴収金、犯歴の調査、恩赦、保護、記録の保存及び科学的検査の技術等の検務に関すること。</p> <p>3 公判の運営一般に関すること（公判部の置かれていない高等検察庁に限る。）。</p> <p>4 判例の調査に関すること（公判部の置かれていない高等検察庁に限る。）。</p> <p>5 檢察審査会に関すること。</p> <p>6 国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づく争訟に関すること。</p> <p>7 情報の公開に関すること。</p> <p>8 個人情報の保護に関すること。</p> <p>9 檢察情報処理システムの企画及び運営に関すること（最高検察庁に限る。）。</p> <p>10 檢察情報処理システムの管理に関すること。</p> <p>11 事務監査に関すること（最高検察庁を除く。）。</p> <p>12 各部局間の調整に関すること。</p> <p>13 他の部の所管に属しないものに関すること。</p>
監察指導部	<p>1 檢察庁における予算の執行、職員の服務及び倫理についての監察並びにこれに基づく指導に関すること。</p> <p>2 前号に掲げるところのほか、事務監査に関すること。</p> <p>3 組織運営に関する調査及びこれに基づく指導に関すること。</p> <p>4 前3号に関連すること。</p>
刑事部	<p>1 事件の捜査及び処分の決定に関すること（交通部、特別刑事部、公安部、特別捜査部又は道路交通部の置かれている庁にあつては、それぞれ、その部の所管に属するものを除く。）。</p> <p>2 事件に関する資料の収集整備に関すること（交通部、特別刑事部、公安部又は特別捜査部の置かれている庁にあつては、それぞれ、その部の所管に属するものを除く。）。</p> <p>3 國際犯罪情勢の調査及び國際犯罪に関する資料の収集整備に関すること（東京地方検察庁に限る。）。</p> <p>4 事件の公判の遂行に関すること（最高検察庁、高等検察庁及び公判部の置かれていない地方検察庁に限る。ただし、特</p>

	<p>別刑事部又は公安部の置かれている庁にあつては、それぞれ、その部の所管に属するものを除く。)。</p> <p>5 少年事件の審判に関する事項（交通部、特別刑事部、公安部又は特別捜査部の置かれている庁にあつては、それぞれ、その部の所管に属するものを除く。）。</p> <p>6 前各号に関連すること。</p>
交 通 部	<p>1 交通関係事件の捜査及び処分の決定に関する事項。</p> <p>2 前号の事件に関する資料の収集整備に関する事項。</p> <p>3 第1号の少年事件の審判に関する事項。</p> <p>4 前3号に関連すること。</p>
特別刑事部	<p>1 公安関係事件、労働関係事件、財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件の捜査及び処分の決定に関する事項。</p> <p>2 前号の事件に関する資料の収集整備に関する事項。</p> <p>3 公安労働情勢の調査及びその資料の収集整備に関する事項。</p> <p>4 第1号の事件の公判の遂行に関する事項（公判部の置かれていらない庁に限る。）。</p> <p>5 第1号の少年事件の審判に関する事項。</p> <p>6 前各号に関連すること。</p>
公 安 部	<p>1 公安関係事件及び労働関係事件の捜査及び処分の決定に関する事項。</p> <p>2 前号の事件の公判の遂行に関する事項（最高検察庁及び高等検察庁に限る。）。</p> <p>3 公安労働情勢の調査その他資料の収集整備に関する事項。</p> <p>4 第1号の少年事件の審判に関する事項。</p> <p>5 前各号に関連すること。</p>
特別捜査部	<p>1 財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件の捜査及び処分の決定に関する事項。</p> <p>2 前号の事件に関する資料の収集整備に関する事項。</p> <p>3 第1号の少年事件の審判に関する事項。</p> <p>4 前3号に関連すること。</p>
公 判 部	<p>1 公判の運営一般に関する事項。</p> <p>2 公判の遂行に関する事項。</p> <p>3 公判の遂行に関する資料の収集整備に関する事項。</p> <p>4 公判における検察官の意見の統一調整に関する事項。</p> <p>5 非常上告に関する事項（最高検察庁に限る。）。</p> <p>6 判例の調査に関する事項（最高検察庁及び高等検察庁に限る。）。</p> <p>7 少年事件の審判に関する事項（最高検察庁及び高等検察庁に限る。）。</p>

	に限る。)。 8 前各号に関連すること。
道路交通部	1 道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の捜査及び処分の決定に関すること。 2 前号に関連すること。

別表第3（第10条関係）

検 察 庁	事務局及び部	課 及 び 室
最高検察庁	事務局	総務課 会計課
	総務部	企画調査課 検務課 情報システム管理室
	監察指導部	監察指導課
	刑事部	刑事事務課
	公安部	公安事務課
	公判部	公判事務課
東京高等検察庁	事務局	総務課 人事課 会計課
	総務部	企画調査課 検務第1課 検務第2課
	刑事部	刑事事務課
	公安部	公安事務課
	公判部	公判事務課
大阪高等検察庁	事務局	総務課 人事課 会計課
	総務部	企画調査課

		檢務課 檢務課 第一課 第二課
	刑 事 部	刑 事 事 務 課
	公 安 部	公 安 事 務 課
その他の高等検察庁	事 務 局	總務課 人事課 計画課
	總 務 部	企画課 調査課 検務課
	刑 事 部	刑 事 事 務 課
	公 安 部	公 安 事 務 課
東京地方検察庁	事 務 局	總務課 人事課 書類課 計画課 度用課
	總 務 部	企画課 調査課 情報システム管理課 教養課 司法修習課 監査課
大阪地方検察庁	事 務 局	總務課 人事課 計画課 度用課
	總 務 部	企画課 調査課 情報システム管理課 教養課 監査室
横浜地方検察庁 さいたま地方検察庁 千葉地方検察庁 京都地方検察庁 神戸地方検察庁	事 務 局	總務課 人事課 計画課
	總 務 部	企画課 調査課

名古屋地方検察庁 広島地方検察庁 福岡地方検察庁 仙台地方検察庁 札幌地方検察庁 高松地方検察庁		情報システム管理課 監査室
その他の地方検察庁	事務局	総務課 会計課
		企画調査課 監査室

別表第4（第10条関係）

地方検察庁支部
東京地方検察庁立川支部 横浜地方検察庁川崎支部 横浜地方検察庁相模原支部 横浜地方検察庁横須賀支部 横浜地方検察庁小田原支部 さいたま地方検察庁川越支部 さいたま地方検察庁熊谷支部 千葉地方検察庁松戸支部 水戸地方検察庁土浦支部 前橋地方検察庁高崎支部 静岡地方検察庁沼津支部 静岡地方検察庁浜松支部 長野地方検察庁松本支部 新潟地方検察庁長岡支部 大阪地方検察庁堺支部 神戸地方検察庁尼崎支部 神戸地方検察庁姫路支部 名古屋地方検察庁一宮支部 名古屋地方検察庁岡崎支部 名古屋地方検察庁豊橋支部 津地方検察庁四日市支部 広島地方検察庁呉支部 広島地方検察庁尾道支部 広島地方検察庁福山支部 山口地方検察庁下関支部 福岡地方検察庁飯塚支部 福岡地方検察庁久留米支部 福岡地方検察庁小倉支部

長崎地方検察庁佐世保支部
那覇地方検察庁沖縄支部
福島地方検察庁いわき支部
札幌地方検察庁岩見沢支部
札幌地方検察庁室蘭支部
札幌地方検察庁小樽支部
釧路地方検察庁帶広支部
高松地方検察庁丸亀支部

別表第5（第10条関係）

区 檢 察 庁	部	課
東京区検察庁		総務課 会計課
	道路交通部	道路交通総務課
保土ヶ谷区検察庁 大阪区検察庁 名古屋区検察庁		総務課

別表第6（第10条関係）

課	所 管 事 務
総務課	<p>1 官印及び庁印の管守に関すること。</p> <p>2 人事に関すること（人事課の置かれていない庁（支部を含む。以下、この表において同じ。）に限る。）。</p> <p>3 給与に関する事（人事課の置かれていない庁に限る。）。</p> <p>4 職員の厚生に関する事。</p> <p>5 自庁警備に関する事。</p> <p>6 文書の接受発送に関する事（文書課の置かれていない庁に限る。）。</p> <p>7 会計に関する事（会計課の置かれていない庁に限る。）。</p> <p>8 情報の公開に関する事（企画調査課の置かれていない庁に限る。ただし、東京区検察庁を除く。）。</p> <p>9 個人情報の保護に関する事（企画調査課の置かれていない庁に限る。ただし、東京区検察庁を除く。）。</p> <p>10 前各号に掲げるところのほか、庶務に関する事。</p>

	1 1 前各号に関連すること。
人 事 課	1 人事に關すること。 2 給与に關すること。 3 前2号に關連すること。
文 書 課	1 文書の接受発送に關すること。 2 前号に關連すること。
会 計 課	1 歳入及び歳出に關すること。 2 予算及び決算に關すること。 3 用度に關すること（用度課の置かれていない庁に限る。）。 4 国有財産及び當繕に關すること。 5 共済組合に關すること。 6 保管金に關すること。 7 没収物等の売却に關すること（用度課の置かれていない庁に限る。）。 8 前各号に關連すること。
用 度 課	1 用度に關すること。 2 没収物等の売却に關すること。 3 前2号に關連すること。
企 画 調 査 課	1 企画調査及び広報活動に關すること（広報活動に關することについては、検察広報官の置かれていない庁に限る。）。 2 教養指導に關すること（教養課の置かれていない庁に限る。）。 3 司法修習生の修習指導に關すること（教養課又は司法修習課の置かれていない庁に限る。）。 4 統計に關すること（情報システム管理課又は情報システム管理室の置かれていない庁に限る。）。 5 公判の運営一般に關すること（公判事務課の置かれていない高等検察庁に限る。）。 6 判例の調査に關すること（公判事務課の置かれていない高等検察庁に限る。）。 7 検察審査会に關すること。 8 国家賠償法に基づく争訟に關すること。 9 情報の公開に關すること。 10 個人情報の保護に關すること。 11 検察情報処理システムの管理に關すること（情報システム管理課又は情報システム管理室の置かれていない庁に限る。）。 12 各部局間の調整に關すること。

	<p>1 3 前各号に関連すること。</p> <p>1 4 他の課の所管に属しないものに関すること。</p>
情報システム管理課 情報システム管理室	<p>1 檢察情報処理システムの企画及び運営に関するこ と（最高検察庁に限る。）。</p> <p>2 檢察情報処理システムの管理に関するこ と。</p> <p>3 統計に関するこ と。</p> <p>4 前3号に関連するこ と。</p>
教 養 課	<p>1 教養指導に関するこ と。</p> <p>2 司法修習生の修習指導に関するこ と（大阪地方検 察庁に限る。）。</p> <p>3 前2号に関連するこ と。</p>
司 法 修 習 課	<p>1 司法修習生の修習指導に関するこ と。</p> <p>2 前号に関連するこ と。</p>
檢 務 課	<p>1 事件の受理、証拠品、令状、死刑及び自由刑の執 行、徴収金、犯歴の調査、恩赦、保護、記録の保存 及び科学的捜査の技術等の檢務に関するこ と。</p> <p>2 前号に関連するこ と。</p>
檢 務 第 一 課	<p>1 事件の受理に関するこ と。</p> <p>2 証拠品に関するこ と。</p> <p>3 令状の請求及び執行に関するこ と。</p> <p>4 前3号に関連するこ と。</p>
檢 務 第 二 課	<p>1 死刑及び自由刑の執行に関するこ と。</p> <p>2 徴収金に関するこ と。</p> <p>3 科学的捜査の技術に関するこ と。</p> <p>4 犯歴の調査に関するこ と。</p> <p>5 恩赦及び保護に関するこ と。</p> <p>6 記録の保存に関するこ と。</p> <p>7 前各号に関連するこ と。</p>
監 査 課 監 査 室	<p>1 事務監査に関するこ と。</p> <p>2 前号に関連するこ と。</p>
監 察 指 導 課	<p>1 檢察庁における予算の執行、職員の服務及び倫理 についての監察並びにこれに基づく指導に関するこ と。</p> <p>2 前号に掲げるところのほか、事務監査に関するこ と。</p> <p>3 組織運営に関する調査及びこれに基づく指導に関するこ と。</p>

	4 前3号に関連すること。
刑事事務課	<p>1 事件の捜査に関すること（公安事務課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>2 事件に関する資料の収集整備に関すること（公安事務課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>3 事件の公判の遂行に関すること（公安事務課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>4 少年事件の審判に関すること（公安事務課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>5 前各号に関連すること。</p>
公安事務課	<p>1 公安関係事件及び労働関係事件の捜査に関すること。</p> <p>2 前号の事件の公判の遂行に関すること。</p> <p>3 公安労働情勢の調査その他資料の収集整備に関すること。</p> <p>4 第1号の少年事件の審判に関すること。</p> <p>5 前各号に関連すること。</p>
公判事務課	<p>1 公判の運営一般に関すること。</p> <p>2 公判の遂行に関すること。</p> <p>3 公判の遂行に関する資料の収集整備に関すること。</p> <p>4 判例の調査に関すること。</p> <p>5 少年事件の審判に関すること。</p> <p>6 前各号に関連すること。</p>
道路交通総務課	<p>1 官印及び庁印の管守に関すること。</p> <p>2 自庁警備に関すること。</p> <p>3 文書の授受発送に関すること。</p> <p>4 道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件に関する徴収金に関する会計に関すること。</p> <p>5 前各号に関連すること。</p>
事務課	検察庁法第27条第3項及び第28条第3項に規定する事務

別表第7（第12条関係）

検察庁	数
東京高等検察庁	1
大阪高等検察庁	1
名古屋高等検察庁	1

広島高等検察庁	1
福岡高等検察庁	1
仙台高等検察庁	1
札幌高等検察庁	1
東京地方検察庁	2
横浜地方検察庁	1
さいたま地方検察庁	1
千葉地方検察庁	1
大阪地方検察庁	1
京都地方検察庁	1
神戸地方検察庁	1
名古屋地方検察庁	1
広島地方検察庁	1
福岡地方検察庁	1
仙台地方検察庁	1
札幌地方検察庁	1

別表第8（第15条関係）

高等検察庁	数
東京高等検察庁	2
大阪高等検察庁	2
名古屋高等検察庁	1
広島高等検察庁	1
福岡高等検察庁	2
仙台高等検察庁	1
札幌高等検察庁	1
高松高等検察庁	1

別表第8の2（第16条の2関係）

地方検察庁支部
東京地方検察庁立川支部
大阪地方検察庁堺支部
名古屋地方検察庁岡崎支部
福岡地方検察庁小倉支部
福島地方検察庁郡山支部

別表第8の3（第16条の3関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	1

別表第8の4（第16条の4関係）

地 方 檢 察 庁	数
東京地方検察庁	2
大阪地方検察庁	2

別表第9（第18条、第19条関係）

検 察 庁	事 務
東京区検察庁（総務部に限る。）	1 情報の公開に関すること。 2 個人情報の保護に関すること。 3 各部局間の調整に関すること。 4 他の課の所管に属しないものに関すること。
大 阪 区 檢 察 庁 名 古 屋 区 檢 察 庁	道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件に関する会計に関すること。
課の置かれていらない 地方検察庁支部及び 区検察庁	検察庁法第27条第3項（検務に関する事務を除く。）及び第28条第3項に規定する事務

別表第9の2（第20条関係）

地 方 檢 察 庁 支 部
東京地方検察庁立川支部 福岡地方検察庁小倉支部

別表第10（第21条関係）

地 方 檢 察 庁	数
東京地方検察庁	12
横浜地方検察庁	4
さいたま地方検察庁	2
千葉地方検察庁	2
水戸地方検察庁	1
宇都宮地方検察庁	1
前橋地方検察庁	1
静岡地方検察庁	1

甲府地方検察庁	1
長野地方検察庁	1
新潟地方検察庁	1
大阪地方検察庁	7
京都地方検察庁	3
神戸地方検察庁	3
奈良地方検察庁	1
大津地方検察庁	1
和歌山地方検察庁	1
名古屋地方検察庁	5
津地方検察庁	1
岐阜地方検察庁	1
福井地方検察庁	1
金沢地方検察庁	1
富山地方検察庁	1
広島地方検察庁	3
山口地方検察庁	1
岡山地方検察庁	1
鳥取地方検察庁	1
松江地方検察庁	1
福岡地方検察庁	4
佐賀地方検察庁	1
長崎地方検察庁	1
大分地方検察庁	1
熊本地方検察庁	1
鹿児島地方検察庁	1
宮崎地方検察庁	1
那覇地方検察庁	1
仙台地方検察庁	2
福島地方検察庁	1
山形地方検察庁	1
盛岡地方検察庁	1
秋田地方検察庁	1
青森地方検察庁	1
札幌地方検察庁	3
函館地方検察庁	1
旭川地方検察庁	1
釧路地方検察庁	1
高松地方検察庁	1
徳島地方検察庁	1
高知地方検察庁	1
松山地方検察庁	1